

■ 第9期介護保険事業計画に基づく介護施設等の設置及び運営事業者候補者の選定結果 ■

施 設 の 種 類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護														
開 設 時 期	令和8年3月31日までの期間中														
募 集 数	1施設														
応 募 者	1法人														
審 査 員 (敬 称 略)	<table><tr><td>氏 名</td><td>職 名</td></tr><tr><td>小野田 敏 行</td><td>国立大学法人岩手大学教授（医学博士） 【学識経験者】</td></tr><tr><td>真 嶋 浩 一</td><td>盛岡市地域密着型サービス運営委員会委員 【被保険者】</td></tr><tr><td>佐 藤 幸 伸</td><td>盛岡市保健福祉部介護保険課長 【市長が指名する盛岡市の職員】</td></tr></table>			氏 名	職 名	小野田 敏 行	国立大学法人岩手大学教授（医学博士） 【学識経験者】	真 嶋 浩 一	盛岡市地域密着型サービス運営委員会委員 【被保険者】	佐 藤 幸 伸	盛岡市保健福祉部介護保険課長 【市長が指名する盛岡市の職員】				
氏 名	職 名														
小野田 敏 行	国立大学法人岩手大学教授（医学博士） 【学識経験者】														
真 嶋 浩 一	盛岡市地域密着型サービス運営委員会委員 【被保険者】														
佐 藤 幸 伸	盛岡市保健福祉部介護保険課長 【市長が指名する盛岡市の職員】														
選 定 法 人 (敬 称 略)	<table><tr><td>名 称</td><td>株式会社土屋</td></tr><tr><td>所 在 地</td><td>岡山県井原市井原町 192番地 2</td></tr><tr><td>代表者職氏名</td><td>代表取締役 大 山 敏 之</td></tr></table>			名 称	株式会社土屋	所 在 地	岡山県井原市井原町 192番地 2	代表者職氏名	代表取締役 大 山 敏 之						
名 称	株式会社土屋														
所 在 地	岡山県井原市井原町 192番地 2														
代表者職氏名	代表取締役 大 山 敏 之														
決 定 までの経過	<table><tr><td>期 日 等</td><td>内 容</td></tr><tr><td>令和5年7月</td><td>第8期計画意向調査</td></tr><tr><td>令和6年7月1日</td><td>第6次募集要項公表</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から7月22日まで</td><td>質問受付</td></tr><tr><td>令和6年7月1日から8月21日まで</td><td>応募受付</td></tr><tr><td>令和6年9月27日</td><td>面接審査</td></tr></table>			期 日 等	内 容	令和5年7月	第8期計画意向調査	令和6年7月1日	第6次募集要項公表	令和6年7月1日から7月22日まで	質問受付	令和6年7月1日から8月21日まで	応募受付	令和6年9月27日	面接審査
期 日 等	内 容														
令和5年7月	第8期計画意向調査														
令和6年7月1日	第6次募集要項公表														
令和6年7月1日から7月22日まで	質問受付														
令和6年7月1日から8月21日まで	応募受付														
令和6年9月27日	面接審査														
採 点 結 果	<table><tr><td colspan="3">選定要領第5第2項の規定による総合計点数の満点の点数 562.5点</td></tr><tr><td colspan="3">同項ただし書により 事業候補者として選定しないものとする点数 337.5点未満</td></tr><tr><td>順位</td><td>応 募 者 名</td><td>総合計点数</td></tr><tr><td>1</td><td>株式会社土屋</td><td>386.0</td></tr></table>			選定要領第5第2項の規定による総合計点数の満点の点数 562.5点			同項ただし書により 事業候補者として選定しないものとする点数 337.5点未満			順位	応 募 者 名	総合計点数	1	株式会社土屋	386.0
選定要領第5第2項の規定による総合計点数の満点の点数 562.5点															
同項ただし書により 事業候補者として選定しないものとする点数 337.5点未満															
順位	応 募 者 名	総合計点数													
1	株式会社土屋	386.0													
審 査 講 評 ※ 各審査員の コメントを 集約したもの	<table><tr><td>1</td><td>株式会社土屋</td><td></td></tr></table> 「利用者の自立支援」や「本人のニーズをとらえる」という考え方については、必要な考え方であり、利用者支援を核にしているところが評価できる。 また、これまでの経験を生かして従事者、対象者の安全の確保につとめており、全体を通してしっかり計画されている。			1	株式会社土屋										
1	株式会社土屋														